

平成 28 年度事業計画

【 概要 】

当協会は大正 15 年（1926 年）の創立から今年で 90 周年、昭和 21 年（1946 年）の社団法人としての再結成から 70 周年の節目にあたる。文芸家の職能団体として誕生し、会員の権利擁護だけでなく文芸文化全般の発展のために活動を続けてきた。また平成 23 年に公益社団法人となつてからは、公益性により重点を置いた 11 部門の事業を展開している。

そのうちの文芸普及の活動と、平成 15（2003 年）年から開始した著作権管理事業は協会の二大事業であり、前者は会員と出版・メディアを結び、後者は著作権者と著作物使用者双方の窓口として大きな機能を果たしている。

公益社団法人としての活動が順調に進むなか、一方で、創立 90 周年を迎えた協会としての、将来への課題も浮上している。会員の高齢化と「文學者之墓」の維持継続である。新会員の獲得には、年 2 回の推薦入会制度ほか勧誘のための様々な工夫を継続しているが、それ以上に退会される会員が上回りつつある現況がある。

また静岡県・御殿場の富士霊園内にある『文学碑公苑』は、昭和 44 年（1969 年）に「文學者之墓」第 1 期の建立以来 46 年が経ち、修理保全すべき老朽部分が目立つようになった。また、これまで碑銘を刻んだ文芸家は 800 名を超えているが、現在の第 8 期がほぼ終了となるため、その後の建設プランの策定が急がれる。

いずれも協会存続に関わる懸案として、中長期的な展望と具体的な対策をいかに持つか迫られており、本年は 90 周年記念の年ではあるが、10 年後の百周年を迎える準備を始める年度であると位置づけたい。

以下、平成 28 年度はこの指針に沿って各事業を行う。

公益事業 1 普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関するイベント

「文芸トークサロン」は 5 年めとなり文芸交流の場として定着しているが、文芸作品についてだけでなく、著作権思想や文芸の未来に関わる活字デザイン、情報弱者のためのユニバーサルデザインといったテーマについても専門家・研究者を招いての企画を試行していく。また「文藝年鑑 2016」の発行に合わせ、前年度の文芸を振り返るイベントを企画していく。各理事の協力のもと複数の企画が進行できる体制となり、協会だけでなく外部会場での開催など、より充実を図っていく。

2) 文学碑公苑・講演会

貸切バスで富士霊園・文学碑公苑を訪れ、講演会と周辺的美術館、文学館の見学や自然散策などを楽しむ「第 16 回文芸講演会」を今年も実施する。毎回のゲスト講師、聴き手である出久根文学者支援委員長と文学ファンとの車中での交流も定着し

ておりリピーターも多い。富士霊園は開園 50 周年を迎え、施設のリニューアルをおこなっており、さらに参加者の利便に沿う活用や日程の充実につとめる。

3) 著作権思想普及セミナー支援

文化庁主宰の著作権セミナー、教育委員会や学校関係組織が開催する講座等に、著作権管理部職員を派遣協力していく。著作物使用にあたっての申請手続き、問題のある使用例など判り易いガイドブックを作成、普及させていく。昨年度の大正大学の「インターシップ制度」による学生受け入れは職員にも刺激となり、今後もプログラムを充実させて実施していきたい。

2 データベース事業

協会ホームページの情報の告知、発信、案内等のコンテンツの一層の充実を図る。これまでの毎月の「著作権管理委託者名簿」更新などに加えて、新しいトピックをいち早く発信できる運営方法に切り替えていく。また、SNS の研究や Web マガジンの発行などメディアの活用の研究につとめるとともに、会員のブログや作品紹介など拡充していく。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑の発刊

文芸「概観」や各賞の受賞記録欄などの編纂方針、改訂の工夫をひきつづき図る。文芸 PR 誌への広告出稿や HP での割引販売、教育関連団体への刊行案内の強化など、販促の工夫を重ねる。毎年更新のために「便覧」掲載者への住所・掲載確認を送付しているが、昨年度から個人情報保護を配慮し葉書から封書に切り替えたところ、近況や要望を書き添えた返信が多く届いた。今期もこの形式の確認作業を継続する。

2) 文芸アンソロジーの発刊

「文学」「時代小説傑作選」「短篇ベストコレクション」「ベストエッセイ」と文芸各分野の年次アンソロジーを今期も編纂、発刊する。昨年 12 月で完結した「現代小説クロニクル・全 8 巻」のような協会の知財を活用できる企画を立案していく。

3) 編纂物の海外寄贈

日本の現代文芸を理解してもらうために、海外の日本文学・日本文化の研究施設、教育機関などへの協会編纂物の寄贈を今期も継続する。前回同様、50 か所余りに送付の予定だが、反応のある施設との交流を図ってその反応を踏まえて、より手ごたえのある事業として育てたい。

4 文学モニュメント運営事業

国際的にも類のない文芸メモリアル・パークとして今後も維持、継続していくために、公苑全体の経年による劣化の補修作業をおこなう時期が来ている。四季を通じたの一般公開は従来通りだが、今期は協会職員と専門家による定期的な点検はじめ、環境整備の長期プランを策定していく。10 月初旬には例年通り「墓前祭」を開催する。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

今年度も会員への定期刊行物として「文藝家協会ニュース」を年 10 回程度発行する。昨年度は「作家の終活」と題して蔵書の整理等の取材を掲載したところ、反響があったので引き続き企画を勘案していく。会員と協会とのつながりをより密にするための

編集の工夫を重ねる。

6 障害者等支援事業

社会福祉協議会等から申請される「録音図書」と「拡大写本」についての無料許諾、障害者の学習テキスト作りのため、出版社へデータ提供の依頼など、今期も学習環境や視聴覚障害者支援をより積極的に配慮していく。また、ボランティア研修への参加、関係者との情報交換を通して「障害者差別解消法」へ、協会として何ができるのか、支援できる具体的なかたちを探っていく。

公益事業2 著作権管理事業

1 著作権管理事業

使用頻度の高い著作権者の保護期間の終了等により、著作物使用に係る手数料収入は、減少の見込みである。引き続き教育関係の使用手数料は好調であり、公益性の高い教育分野の事業拡大のための活動をさらに展開していく。好評を得ている著作物使用許諾の手続き簡素化の工夫をすすめる。

文化庁が推進する、著作者不明作品を二次利用する際の「裁定制度」の簡略化の動きに合わせ、協会データベースや他団体データベースとの連携を研究する。

これまで7回開催された「各都市巡回文藝イベント」は、文芸ファンだけでなく地元の学芸文化を担う方たちの支持を得られ、集客だけでなく地方との交流活動の展開においても成功をおさめている。事後に制作、配布している講演録小冊子も好評であり、これらの路線をひきつづきすすめていく。課題はイベントの際のスタッフ等マンパワー不足の解消であるが、地元学芸員との連携やボランティアの活用など工夫を重ねていく。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

昨年の9月に法人解散清算となった、一般社団法人 私的録画補償金管理協会(SARVH)の事業は廃止となった。一般社団法人 私的録音補償金管理協会(SARAH)からはメーカーとの協議途上であり、平成25年度から分配を受けていない。ほかの「教科書補償金」等についてはこれまで通り受け取りおよび分配事業を継続していく。

公益事業3 調査研究事業

1 広報・提案事業

協会会議室での文芸系出版社との定期的な勉強会は、出版契約のトラブル、図書館やネット配信、流通問題、TPP情勢といった喫緊の課題についての意見交換がなされ、貴重な情報集積の場であり今期も継続していく。文藝家協会ははじめ著作権者8団体が参加する「オーファンワークス勉強会」は中間まとめとして公表した“拡大集中処理”構想など「権利者不明作品問題」への具体的な提案をさらに検討していく。また教育分野での権利制限問題など、近年増えている公的機関からのヒアリング要請などに応えるとともに、財務や寄附、運営管理等内閣府が主催する公益法人セミナーにも積極的に参加していく。

毎年全国の中学・高校よび教員委員会に送付する「入試問題への要望書」は、使用申請の手続きや問題作成にあたって具体例を盛り込むなど、より内容を充実させていく。

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

今期も著作権継承者の依頼に応じて、文芸作品の「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」を作成し公正な著作権の評価に資する事業をおこなう。

文藝家協会の調査および作成に関しては、税務署の信任を相当得ているもので依頼件数が増加する傾向は変わっていない。いま現在は1チームでの対応のため、将来のために別チームの編成を研究課題とする。

3 連絡仲介事業

会員、関連団体、出版者、官公庁、一般の方などからの著作物利用に関する問合せや依頼に応じての、調査・調整・報告などの活動を継続していく。

調停事業が開始された「出版ADR」やネット配信、デジタル商品への著作物使用の新たな規程づくりなど、複数の団体との交渉を必要とする相談も増えており、より時代に則した仲介窓口としての体制を目指す。

以上
